

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和元年6月17日
- 【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ  
(UBS (Lux) Equity SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
トーマス・ローズ (Thomas Rose)  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネ  
ディ通り33A  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
弁護士 白 川 剛 士  
弁護士 星 千奈津
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ  
- エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)  
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)  
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユー  
ロ)  
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ド  
ル)  
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)  
- US トータル・イールド(米ドル)  
(UBS (Lux) Equity SICAV  
- Emerging Markets High Dividend (USD)  
- European High Dividend (EUR)  
- European Opportunity Unconstrained (EUR)  
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)  
- Long Term Themes (USD)  
- US Total Yield (USD))
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

## 記名式無額面投資証券

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

9億4,480万米ドル(約1,049億円)

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

15億960万ユーロ(約1,956億円)

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

13億2,500万米ドル(約1,472億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

20億2,540万ユーロ(約2,624億円)

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

15億4,180万米ドル(約1,712億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

14億5,930万米ドル(約1,621億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

15億2,230万米ドル(約1,691億円)

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

19億3,700万米ドル(約2,151億円)

- (注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2018年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券については94.48米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)クラスP - a c c投資証券については150.96ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P - a c c投資証券については132.50米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP - a c c投資証券については202.54ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c投資証券については154.18米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP - a c c投資証券については145.93米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP - a c c投資証券については152.23米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド(米ドル)クラスP - a c c投資証券については193.70米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)
- (注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.06円および1ユーロ=129.56円)による。
- (注3) この訂正届出書には、エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券の情報も記載されているが、エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券については、2019年2月25日をもって募集を停止した。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月15日に提出した有価証券届出書(2019年1月30日、2019年2月22日および2019年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2019年6月17日付で投資運用会社および元引受会社であるユービーエス・エイ・ジーがUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)に変更され、また、投資方針、手続等および資産の評価に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線または傍線部は訂正部分を示します。本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### 第一部 証券情報

#### 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

##### (5) 発行(売出)価格

###### <訂正前>

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

(注1) 発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(注2) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services PLC, Luxembourg Branch)は、2018年10月8日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)に商号が変更された。以下同じ。

###### <訂正後>

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

(注1) 発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(注2) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)は、2019年3月1日付で、その登記上の住所を英国からルクセンブルグに変更した。以下同じ。

##### (13) 引受け等の概要

###### <訂正前>

日本における販売会社は、ユービーエス・エイ・ジー(以下「元引受会社」という。)との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2014年4月10日付、2014年7月16日付、2016年7月22日付および2018年4月16日付各契約に基づき投資証券の募集を行う。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)  
(注)(以下「元引受会社」という。)との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2014年4月10日付、2014年7月16日付、2016年7月22日付および2018年4月16日付各契約に基づき投資証券の募集を行う。

(注) ユービーエス・エイ・ジー(UBS AG)は、システム上重要な金融機関に適用される新たな法的要件を遵守するため、ユービーエス・エイ・ジー内で運営されていたスイスにおけるアセット・マネジメント事業を、UBSグループの一員として新たに設立されたスイス法人であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)に、2019年6月17日を効力発生日として譲渡した。以下同じ。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

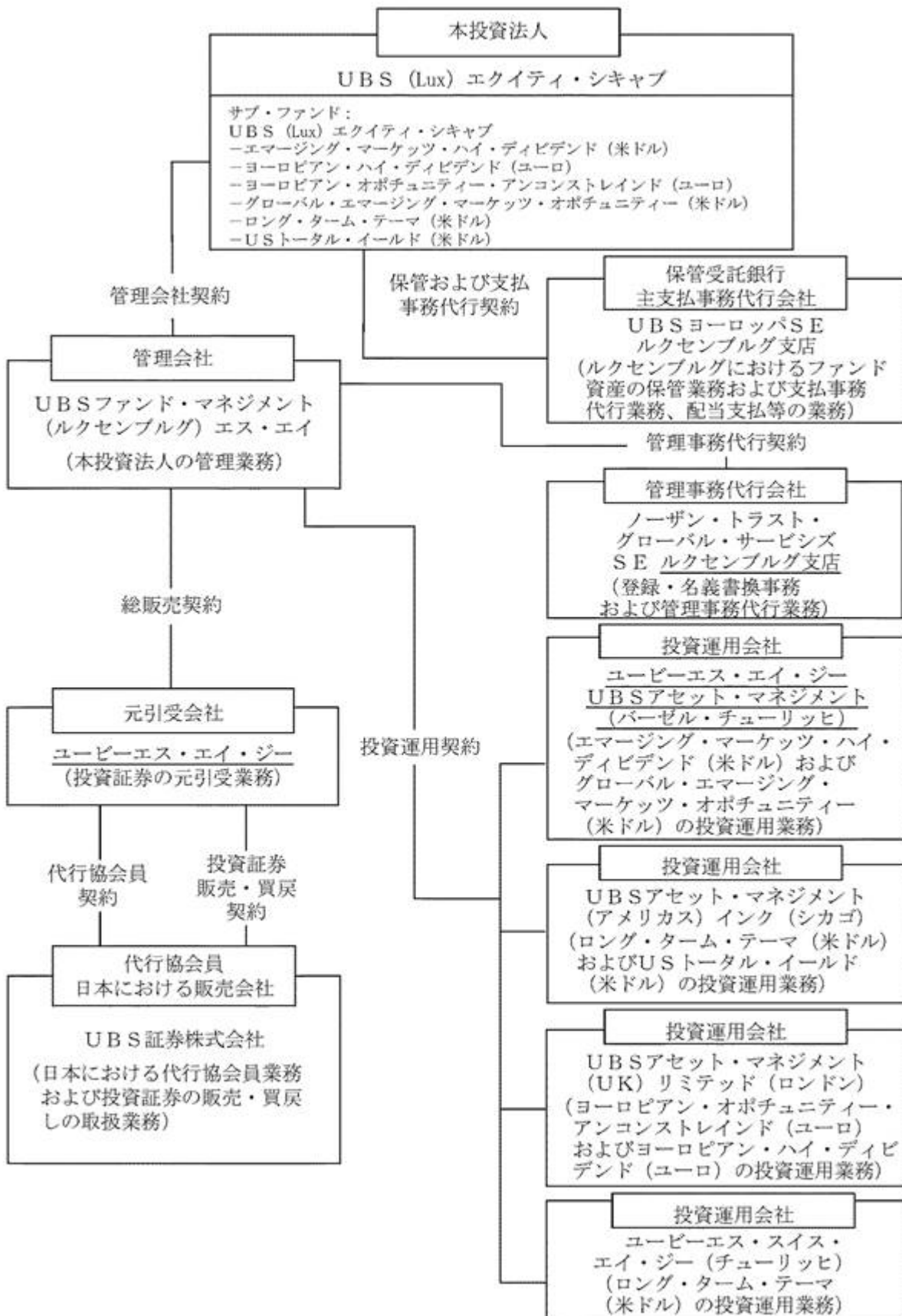
## 第1 ファンドの状況

## 1 外国投資法人の概況

## (3) 外国投資法人の仕組み

## &lt;訂正前&gt;

## a. ファンドの仕組み



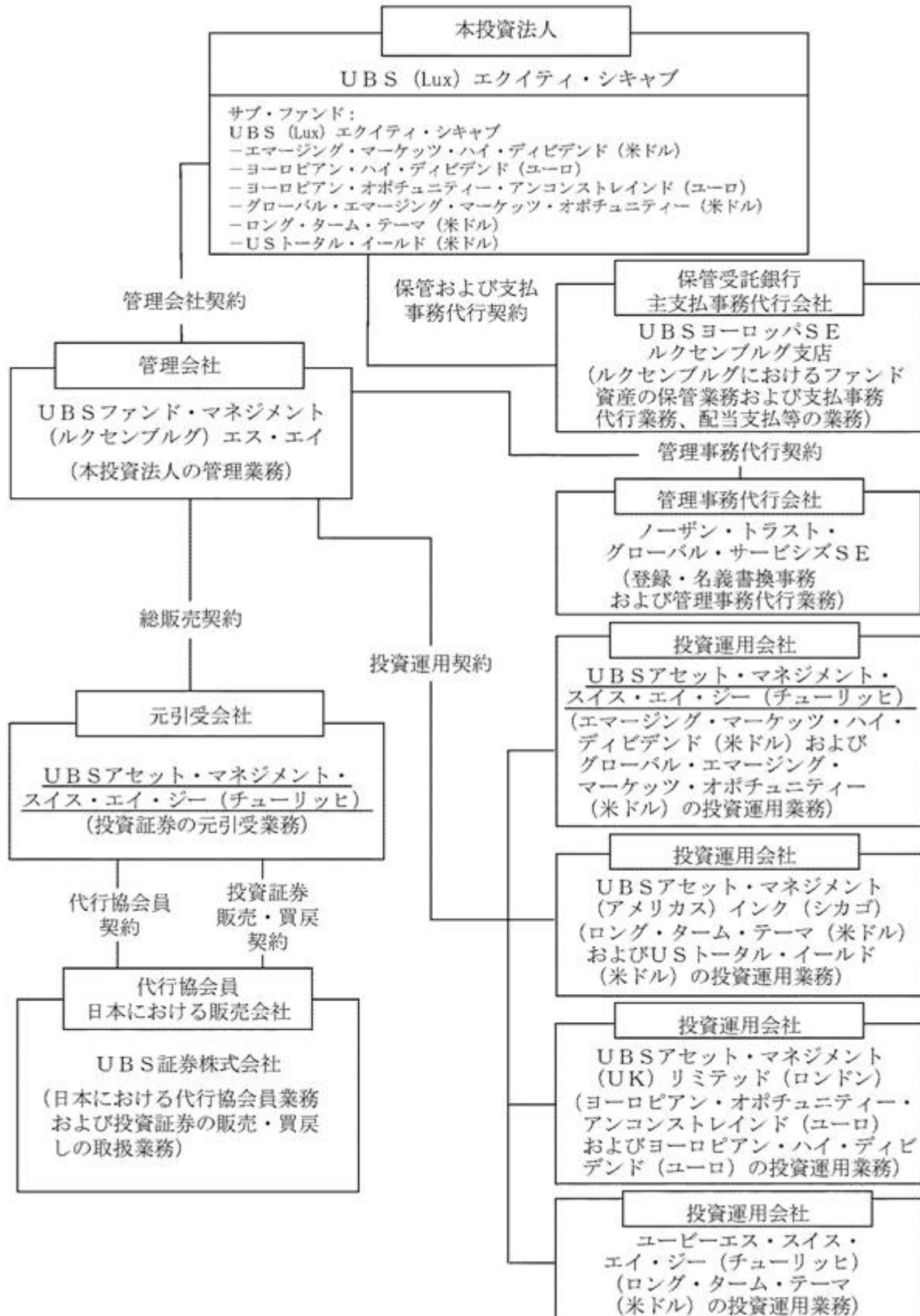
## b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約 (2017年10月1日効力発生) <sup>(注3)</sup> を締 結。ファンドの登録事務・名義書換事務 代行および投資証券の純資産価格の計算 等の管理事務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、 UBSアセット・マネジメン ト(バーゼル・チューリッ ヒ) (UBS AG, UBS Asset Management (Basel and Zurich))	投資運用会社	2004年9月27日付および2014年10月27日 付で管理会社との間で投資運用契約 <sup>(注 4)</sup> を締結。エマージング・マーケット・ ハイ・ディビデンド(米ドル)およびグ ローバル・エマージング・マーケット・ オポチュニティー(米ドル)に関しての 運用会社業務および投資顧問業務につい て規定している。
(中略)		
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	元引受会社	2013年10月22日付で管理会社との間で総 販売契約 <sup>(注5)</sup> を締結。投資証券の元引 受業務について規定している。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

## a. ファンドの仕組み





## b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約 (2017年10月1日効力発生) <sup>(注3)</sup> を締 結。ファンドの登録事務・名義書換事務 代行および投資証券の純資産価格の計算 等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2004年9月27日付および2014年10月27日 付で管理会社との間で投資運用契約 <sup>(注 4)</sup> を締結(2019年5月20日付更改契約に より更改済)。エマージング・マーケッ ツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)およ びグローバル・エマージング・マーケッ ツ・オポチュニティー(米ドル)に関し ての運用会社業務および投資顧問業務に ついて規定している。
(中略)		
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2013年10月22日付で管理会社との間で総 販売契約 <sup>(注5)</sup> を締結。投資証券の元引 受業務について規定している。

(後略)

## 2 投資方針

## (1) 投資方針

&lt;訂正前&gt;

(前略)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

(中略)

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場(新興市場)の双方に投資する可能性がある。

かかる新興市場への投資に伴うリスクについては、「3 投資リスク、a. リスク要因」に記載する。

上記に加え、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴うリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスク要因」に記載される。上記の理由から、本サブ・ファンドは特にこうしたリスクを認識している投資家に適している。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

(中略)

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場(新興市場)の双方に投資する可能性がある。かかる新興市場への投資に伴うリスクについては、「3 投資リスク、a. リスク要因」に記載する。上記に加え、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴うリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスク要因」に記載される。上記の理由から、本サブ・ファンドは特にこうしたリスクを認識している投資家に適している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

(中略)

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる新興市場への投資に伴うリスクについては、「3 投資リスク、a. リスク要因」に記載する。上記に加え、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴うリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスク要因」に記載される。上記の理由から、本サブ・ファンドは特にこうしたリスクを認識している投資家に適している。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

(中略)

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる新興市場への投資に伴うリスクについては、「3 投資リスク、a. リスク要因」に記載する。上記に加え、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴うリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスク要因」に記載される。上記の理由から、本サブ・ファンドは特にこうしたリスクを認識している投資家に適している。

(後略)

### 3 投資リスク

#### a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

UCIおよびUCITSへの投資

(中略)

サブ・ファンドはまた、ユービーエス・エイ・ジーまたは共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## UCIおよびUCITSへの投資

(中略)

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

## (4) その他の手数料等

&lt;訂正前&gt;

(前略)

## 管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、( )UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、( )オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(随時改正済)に置き換えられた。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに( )2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、ユービーエス・エイ・ジーの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

## 管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、( )UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、( )オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(随時改正済)によってルクセンブルグの国内法が制定された。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに( )2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

(後略)

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

## 第1 外国投資法人の追加情報

## 2 役員状況

&lt;訂正前&gt;

(2018年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>マイケル・ケール</u> (Michael Kehl)	取締役会長	<u>ユービーエス・エイ・ジー、</u> <u>バーゼル・アンド・チューリッヒ</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>ユービーエス・エイ・ジー、</u> <u>バーゼル・アンド・チューリッヒ</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>トーマス・ポートマン</u> (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>ユービーエス・ファンド・</u> <u>マネジメント(スイス)エイ・</u> <u>ジー、</u> <u>バーゼル</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>ユービーエス・エイ・ジー、</u> <u>バーゼル・アンド・チューリッヒ</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>ユービーエス・エイ・ジー、</u> <u>バーゼル・アンド・チューリッヒ</u> <u>エグゼクティブ・ディレクター</u>	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2019年6月17日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>トーマス・ポートマン</u> (Thomas Portmann)	取締役会長	<u>UBSファンド・マネジメント</u> <u>(スイス)エイ・ジー、バーゼル</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー(チューリッ</u> <u>ヒ)マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>アイリス・エベラル</u> (Iris Eberhard)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー(チューリッ</u> <u>ヒ)マネージング・ディレクター</u>	該当なし
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オ ブ・ ザ・ボード)	<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー(チューリッ</u> <u>ヒ)マネージング・ディレクター</u>	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オ ブ・ ザ・ボード)	<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー(チューリッ</u> <u>ヒ)エグゼクティブ・ディレク</u> <u>ター</u>	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

## 第2 手続等

### 4 その他

<訂正前>

(前略)

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。自然人に関しては、(販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。

販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社および販売代行会社の販売会社はそれぞれの国において施行中のマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

<訂正後>

(前略)

#### マナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。自然人に関しては、(販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。

販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社および販売代行会社の販売会社はそれぞれの国において施行中のマナー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

#### データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(EU)2016/679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の

義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ ）顧客との関係を管理するため、（ ）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（ ）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、（ ）本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（ ）マーケティング目的で使用することができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記（ ）および（ ）に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人

データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- ・個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- ・データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ=シュル=アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

<訂正前>

( ) 純資産価格の計算

(中略)

- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の受益証券は最新の純資産総額で評価する。UCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、投資運用会社または投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社により提供されたかかる証券の価値の見積り(価値見積り)に基づいて評価することができる。

(後略)

<訂正後>

( ) 純資産価格の計算

(中略)

- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の受益証券は最新の純資産総額で評価する。UCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、

ターゲット・ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社によるかかる証券の価値の見積り(価値見積り)に基づいて評価することができる。

(後略)



## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(「投資運用会社」)

#### a. 資本金(株主資本)の額

2018年12月末日現在の株主資本総額は、385,840,846.6スイスフラン(約434億円)

(注)スイスフランの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=112.55円)による。以下同じ。

#### b. 事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家向けに株式、債券の運用を行っている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「投資運用会社」)

#### a. 資本金(株主資本)の額

2018年10月5日現在、500,000スイスフラン(約5,479万円)

(注)スイスフランの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=109.58円)による。以下同じ。

#### b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(後略)

#### (2) 運用体制

<訂正前>

(前略)

#### B. 投資運用会社

(中略)

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(シカゴ)

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ロンドン)

ユービーエス・エイ・ジー(チューリッヒ)

<訂正後>

(前略)

## B. 投資運用会社

(中略)

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(シカゴ)

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ロンドン)

ユービーエス・エイ・ジー(チューリッヒ)

## (3) 大株主の状況

&lt;訂正前&gt;

(前略)

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

(2018年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
<u>ユービーエス・グループ・エイ・ジー</u> (UBS Group AG)	バーンホフ・シュトラセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	<u>3,858,408,466</u>	100

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2018年10月5日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
<u>ユービーエス・エイ・ジー</u> (UBS AG)	バーンホフ・シュトラセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	<u>5,000,000</u>	100

(後略)

## (4) 役員の状況

&lt;訂正前&gt;

## UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2018年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	ユービーエス・エイ・ジー、 バーゼル・アンド・チューリッ ヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし

(中略)

## ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

(2018年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・ グループ・エイ・ ジー株式(2017年 12月31日現在)
アクセル・ウェーバー (Axel Weber)	チェアマン	2012年5月3日就任	642,100株
ミシェル・デマレ (Michel Demaré)	ヴァイス・ チェアマン	2010年4月14日就任	290,694株
イサベル・ロミー (Isabelle Romy)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2012年5月3日就任	94,376株
アン・エフ・ ゴッドビーヒアー (Ann F. Godbehere)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2009年4月15日就任	232,263株
レト・フランシオニ (Reto Francioni)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2013年5月2日就任	76,772株
ビートライス・ウェダー・ ディ・マウロ (Beatrice Weder di Mauro)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2012年5月3日就任	126,809株
ディエター・ウェマー (Dieter Wemmer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2016年5月4日就任	14,002株
ジュリー・ジー・リチャードソ ン (Julie G Richardson)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2017年4月27日就任	該当なし
デイビッド・シドウェル (David Sidwell)	シニア・インディ ペンデント・ ディレクター	2010年4月14日就任	154,672株
ロバート・ダブリュ・スカリー (Robert W. Scully)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2016年5月4日就任	29,917株
フー・フレッド (Hu Fred)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2018年4月26日就任	該当なし
アンダーソン・ジェレミイ (Anderson Jeremy)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2018年4月26日就任	該当なし

(後略)

&lt;訂正後&gt;

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年6月17日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) マネージング・ディレクター	該当なし

(中略)

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2018年10月5日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アイベル・クリスティアン (Eibel Christian)	チェアマン	2018年10月5日就任	該当なし
エグリ・コーレスティン (Egli Cölestin)	ヴァイス・ チェアマン	2018年10月5日就任	該当なし

(後略)

## (5) 事業の内容及び営業の概況

&lt;訂正前&gt;

(前略)

ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

2018年12月末日現在、ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・  
チューリッヒ)は137本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファ  
ンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	Focused Sicav - High Grade Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2005年9月2日	10,204,650,683
2	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月31日	5,228,439,962
3	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月23日	3,480,331,943
4	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月20日	2,697,407,841
5	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月29日	2,538,594,793
6	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989年10月11日	2,084,357,417
7	UBS (Lux) Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年5月31日	1,615,787,302

8	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991年9月13日	1,598,698,707
9	UBS (Lux) Equity Sicav - Global Quantitative (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年2月24日	1,353,088,504
10	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994年7月7日	1,177,270,273

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

(後略)

<訂正後>

(前略)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

2019年6月17日現在、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が運用するサブ・ファンドの情報は入手できていない。

(後略)

## 2 その他の関係法人の概況

### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE ルクセンブルグ支店(「管理事務代行会社」)

#### a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEの資本金は、2018年9月末日現在、387,067,790ユーロ(約501億円)である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

#### b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカストディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務(貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。)に注力している。

ユービーエス・エイ・ジー(「元引受会社」)

#### a. 資本金の額

2018年9月末日現在、385,840,847スイスフラン(約443億円)

## b. 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E (「管理事務代行会社」)

## a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS Eの資本金は、2019年3月1日現在、387,067,791ユーロ(約481億円)である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.38円)による。

## b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS Eは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」)

## a. 資本金の額

2018年10月5日現在、500,000スイスフラン(約5,479万円)

## b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(後略)

## (2) 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E ルクセンブルグ支店

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

ユービーエス・エイ・ジー

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

(後略)

#### 交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」といいます。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)(以下「管理事務代行会社」といいます。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。)
-------	---

(後略)

<訂正後>

(前略)

お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」といいます。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(Northern Trust Global Services SE)(以下「管理事務代行会社」といいます。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。)
-------	--

(後略)